## 令和3年度

## 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 (サステナブルな観光コンテンツ強化事業)

## 補助対象事業

## 公募要領

#### ① 公募期間

令和4年2月2日(水)~令和4年2月28日(月) 14:00

#### ② 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光資源課 (担当:森田、國分)

連絡先: hqt-sustainable\_hard@mlit.go.jp

注:新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、テレワーク推奨環境により担当者が不在の場合が多いため、電子メールによりお問い合わせください。また、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記するとともに、電子メールは上記すべてのアドレスを含めて送付してください。

## 令和4年1月

#### I. 事業の概要

#### 1. 事業趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の観光は依然厳しい状況にあります。観光庁では、ポストコロナの観光業の力強い成長のため、コロナ禍の影響を強く受けた観光業の立て直しを図るとともに、ウィズコロナを前提とした旅行ニーズの変化やデジタル化に対応した事業再構築、さらに、来るべきインバウンドの回復に備え、現在掲げている 2030 年の訪日外国人旅行者数 6,000万人、旅行消費額 15 兆円等の目標達成に向けた取組を引き続き行うこととしています。

これまでも、訪日観光における消費機会の拡大を目指し、各地域に引き継がれた自然環境、文化・歴史、伝統産業等の地域資源の有効活用に向けた取組を、全国各地の観光事業者等と協働して、実施してきました。ここでは、採択した観光事業者等に対する専門家によるコーチング(改善指導等)を取り入れ、地域における課題の抽出とその解決、事業の継続運営に向けた支援等を実施してきました。

このような中で、観光庁として地域資源を更に磨き上げていくには、関係省庁(環境省等)との 更なる連携や運営上の課題検討等が必須となってきています。

また、ポストコロナ時代において、オーバーツーリズム対策や観光資源の保全をはじめとした持続可能な観光地経営が求められており、併せて、サステナブルな観光を体験したいという旅行者のニーズが高まっているところです。我が国の豊富な地域資源を観光コンテンツとして活用し、国内外の旅行者の消費額増加や満足度向上に繋げるとともに、活用を通して得られた収益で地域資源の保全を行い、旅行者が地域の持続性を体験し、それに貢献できる環境を整備することが重要です。

なお、持続可能な観光(サステナブルツーリズム)とは、国連世界観光機関(UNWTO)の定義では「訪問客、産業、環境、受入地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光」とされています。本事業におけるサステナブルな観光コンテンツとは、<u>持</u>続可能な観光の実施体制を地域が整え、旅行者が持続可能な観光を体感し参画できるコンテンツを指します(詳細は別紙 1「サステナブルな観光コンテンツの考え方について」を参照)。

以上の背景から、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(サステナブルな観光コンテンツ強化事業)補助金では、各地域に引き継がれた自然環境(国立・国定公園を含む)、文化・歴史(文化財を含む)、伝統産業(生活・生業を含む)等を観光資源としてフル活用し、同時に、経済・社会・環境の正の循環によりそれらの持続可能性や価値を更に高める仕組みを観光サービス・地域づくりに実装する、サステナブルな観光コンテンツの具体的な推進のため、地域資源を適切に保全しながら利用するための施設改修・整備や設備・物品購入等の取組に対して支援を行います。国立・国定公園に係る事業については国立公園等を所管する環境省の協力を得て実施します。

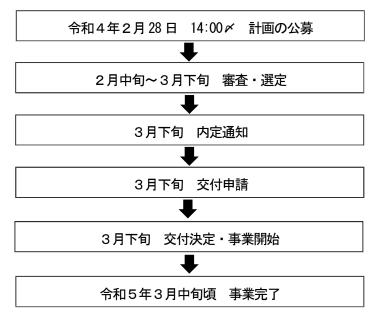
なお、本公募は補助金交付のため、地域が一体となった<u>サステナブルツーリズム推進計画\*\*を選</u> 定するものです。直接、補助金交付の申請を行うものではございませんのでご注意ください。

※1 サステナブルツーリズム推進計画とは、本事業を進めるにあたって地域において作成してい

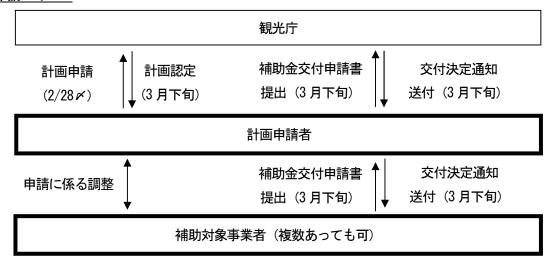
ただく計画です。サステナブルな観光コンテンツを強化していく観点から、その趣旨を踏まえた計画を申請時点で作成いただくこととしており、本公募における申請様式に必要事項を入力いただいたものがサステナブルツーリズム推進計画書となります。また、既に同一の趣旨を含んで策定されているもの(例えば、国立・国定公園に係る事業としては国立公園満喫プロジェクトに係る既存の計画等)を上位計画とし、その内容を本計画に具体的に展開する形で記載頂くことも可能です。また、別途公募が実施される「令和3年度サステナブルな観光コンテンツ強化モデル事業」で申請される事業実施計画と連動するものも対象としますが、その場合は当該事業実施計画の内容が明確に分かるように申請様式を記載してください。

## 2. 事業実施期間

交付決定後より令和5年3月10日までとします。



#### 3. 申請スキーム



※計画申請者と補助対象事業者は同一でも構いません。計画申請者・補助対象事業者の詳細は「5. 補助金交付申 請の流れ」をご確認ください

※国立・国定公園に係る事業については国立公園等を所管する環境省の協力を得て実施します

#### **4. 事業内容**

本事業は、申請いただくサステナブルツーリズム推進計画において個別事業の実施主体として記載されている地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO)・民間事業者等が、各地域に引き継がれた自然環境、文化・歴史、伝統産業等を観光資源としてフル活用し、同時に、経済・社会・環境の正の循環によりそれらの持続可能性や価値を更に高める仕組みを、観光サービス・地域づくりに実装するために実施する、施設等の改修・整備、設備・備品の購入等に係る経費の一部を国が補助する事業です。なお、サステナブルな観光コンテンツの概要については、別紙1をご確認ください。

#### 5. 補助金交付申請の流れ

本公募において、計画申請者<sup>※1</sup>はサステナブルツーリズム推進計画を観光庁に提出いただきます。 観光庁は提出された計画について、国立・国定公園に係る案件については所管する環境省の協力を 得ながら審査を行い、計画の認定及び補助対象事業の選定をします。審査結果を踏まえ、観光庁は、 サステナブルツーリズム推進計画申請者に対して補助金額等を内示します。サステナブルツーリズ ム推進計画申請者は、補助対象事業者<sup>※2</sup>が、内示後に作成した交付申請書をとりまとめ、観光庁に 提出いただきます。

- ※1 補助対象事業者を含む地域関係者の調整・取りまとめを行い、サステナブルツーリズム推進計画を策定する 事業者等。計画申請者と補助対象事業者は同一でも構いません。
- ※2 実際に補助事業を実施し、財産管理を行う事業者等。一つの計画申請において複数あっても構いません。

なお、観光庁への補助金申請に係る手続き等については、原則として、計画申請者がサステナブ

ルツーリズム推進計画における補助対象事業者等と必要事項を調整した上で行ってください。

また、補助対象事業の事業実施予定地域に、国立・国定公園が含まれる場合については、別紙2・別紙3をご確認の上、予め所管する環境省自然保護官事務所等や都道府県自然公園部局にご相談ください。

#### Ⅱ. 募集内容

## 1. 申請者(サステナブルツーリズム推進計画申請者)

以下のいずれかに該当する者とします。

地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、民間事業者等

#### 2. 補助対象事業者

サステナブルツーリズム推進計画において個別事業の実施主体として記載されている者であり、 以下のいずれかに該当する者とします。

・地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、民間事業者等

※計画申請者と補助対象事業者は同一でも構いません。また、補助対象事業者は一つの計画申請において複数あっても構いません。

#### 3. 補助対象経費

サステナブルツーリズムを推進するために必要となる施設等の改修・整備、設備・備品の購入等 を実施する事業に要する経費であり、具体的には次のとおりとします。

#### (1) サステナブルツーリズム推進のための設備・備品購入等

#### ① 補助率と補助上限額

補助率は 1 / 2 以内とし、1 計画当たり 500 万円を上限とします。(金額の下限は特に設けません)

#### ② 補助対象経費の区分

サステナブルツーリズムを充実させ観光客の満足度向上に資することを目的として、体験型ツアーやコンテンツ造成等に必要な設備・備品の購入等に要する経費とします。具体的には、次のとおりです。

- イ サステナブルな観光コンテンツの造成等に必要となる物品等の購入に要する経費 (例:地域の魅力を深く体験するサイクリングツア一造成に必要な電動自転車等の物品、地域の伝統産業体験に必要な資材など)
- ロ 観光資源を適切に維持・活用し、環境負荷を低減させるために必要な物品等の購入に要す る経費

(例:自然観光資源の利用状況のモニタリングに必要な機器、利用者の動線誘導のために必要な設備・物品など)

ハ イ及びロ以外の経費で、サステナブルツーリズムの充実に資する観光コンテンツの造成等 に必要な物品等の購入に要する経費

#### (2) サステナブルツーリズム推進のための施設等の改修・整備

#### ① 補助率と補助上限額

補助率は1/2以内とし、1計画当たり5,000万円を上限とします。(金額の下限は特に設けません)

#### ② 補助対象経費の区分

コンテンツ造成等による活用を前提とした、観光資源を適切に維持・活用するための施設等 の改修・整備に要する経費とします。具体的には、次のとおりです。

- イ サステナブルな観光コンテンツの造成等に必要となる施設等の改修・整備に要する経費 (例:分散型かつ環境負荷を抑えたツアー実施に活用できる湿原の木道整備、観光案内 所として活用するための既存伝統建築物の改修など)
- ロ 観光資源を適切に維持・活用し、環境負荷を低減させるための施設等の改修・整備に要する経費

(例:環境配慮型バイオトイレの設置、多言語の地域ルール案内看板の設置など)

ハ イ及びロ以外の経費事業で、サステナブルツーリズムの充実に資する観光コンテンツの 造成等に必要な施設等の改修・整備に要する経費

#### (3) 支援対象とならない経費の具体例

- 本事業に直接関係のない経費
- 補助対象事業者の交付決定前に発生した経費
- 計画申請者及び補助対象事業者における経常的な経費(運営に係る人件費及び旅費、事務 所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等)
- 〇 景品等の購入費
- クーポンや乗車船券等の割引原資のための経費
- 国から別途、同一活動に対して補助金、支援金、委託費等が支給されている場合、又は、 支給を予定されている場合の経費
- 本事業における資金調達に必要となった利子等
- 〇 既存物品の買い替え(同レベル機能の場合)に係る経費
- その他サステナブルツーリズムの充実に向けた新規性や発展性を期待することができな

#### い取組に係る経費

#### (4)補助対象経費の精算

事業終了の日から1ヶ月が経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、観光庁に対して当該事業の完了実績報告書及び経理に関する帳票書類(請求書、支払明細書、領収書等)等、別途観光庁が指定する書類を提出してください。事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると観光庁が認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助対象事業者に確定通知を行います。

- ※ 支出額及び内容については厳格に審査することとし、支出が適当でないと判断される場合には支払いの対象外となる可能性がある点に留意してください。
- ※ 交付決定額以上の経費が生じた場合でも、交付決定額を超えた分の経費に対し補助金をお 支払いすることはできませんので注意してください。
- ※ 原則として概算払いではなく、事業終了後の精算払いとなる点に留意してください。

#### 3. 事業の募集に当たってのポイント

- 補助対象事業の実施が、旅行消費額の増加や旅行者の満足度向上に寄与するとともに、地域におけるサステナブルツーリズムの推進に資するものであるかという観点から事業を採択いたしますので、観点を踏まえた推進計画を策定してください。
- 応募にあたっては、補助対象事業終了後における事業継続の意思があることを前提とします。
- 数日間のイベントやモニターツアーのみに使用する施設整備など、地域におけるサステナブ ルツーリズムの推進に繋がらないと思われる事業については不採択とします。
- 地域におけるサステナブルツーリズムの推進にあたっては、地域関係者との連携や地域一体となった取組が必要不可欠であるため、これらが具体的に分かる事業を優先的に採択します。また、必要に応じ、提出されたサステナブルツーリズム推進計画に記載を行った連携事業者に対してもヒアリングを実施する場合があります。

#### Ⅲ. 事業者の選定

#### 1. 選定

#### (1) 選定方法

有識者を含めた委員会等により、次項「(2)選定の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。

なお、募集締切り後に、必要に応じて、申請者、補助対象事業者、連携事業者等に対してヒア リング等を実施する場合があります。

#### (2) 選定の観点

提出された応募内容を以下の観点から審査します。

#### <審査における必須項目>

〈毎旦には17 の心穴気ロン			
【審査項目】			
〇 地域の観光資源の特色を幅広く深く踏まえているか。			
〇 特色を踏まえた上で、地域におけるサステナブルツーリズムの推進に寄			
与する計画になっているか。(サステナブルな観光コンテンツの考え方			
は別紙1参照)			
〇 本事業のターゲット像が根拠に基づき明確に設定されているか。			
【審査項目】			
〇 地域内での事業実施体制、役割分担が明確になっているか。			
〇 事業実施地域が国立・国定公園内の場合、当該公園の管理に関する計画			
等と照合して問題無いことが確認できる内容になっているか。			
【審査項目】			
〇 資金調達の見込みが立っているか。			
〇 工程に具体性があり、事業期間内に完了することが確実であるか。			
【審査項目】			
〇 申請段階において、次年度以降の継続意思があるか。			

#### <審査における加点項目>

計画の申請において次の観点が含まれている場合は、加点要素とします。

- 来訪者の消費や滞在、地域資源の保全に係るデータを把握し、来訪頻度や滞在日数の増加 を進めるための CRM の手法や地域環境及び住民満足度向上につながる取組が具体化され、 これに連動した KPI が設定されているなど KPI の設定内容、算定方法に具体性があり、有 益なアウトカムが期待される。
- 地域内の国立公園満喫プロジェクト等の他事業、個別事業との相乗効果が見込まれる。
- 観光事業者に限らず、地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO)など、地域の多様な

関係者が事業の枠組みを超えて連携した実施体制が敷かれている。

- 交通アクセスの工夫や安全対策、新型コロナウイルス感染症対策が整備されている又は検 討されている。
- 地域内の訪日外国人の受入環境が整備されている又は検討されている。
- 想定ターゲットに効果的に訴求する販路やメディア、SNS での広報について等、サステナブルツーリズムの推進のためのプロモーション戦略が検討されている。
  - ※ プロモーションに係る経費は補助対象外となります。

#### (3) 選定結果の決定及び通知

採択する案件が内定した後、計画申請者に対して通知します。 計画申請者は、内定時に別途指 定する期限までに、補助対象事業者が交付申請を行うように調整すること。

また、不採択となった事業者に対する通知は行いませんので、観光庁 HP でご確認いただきますようお願いいたします。

注 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。

## (4) 採択予定件数

設備・備品等購入:20件程度 施設等改修・整備:5件程度

#### 2. 質問

#### (1) 質問受付期間

令和4年2月2日(水)~ 令和4年2月14日(月) 17:00

## (2) 質問方法

「5. 問合せ」に記載の連絡先までメールにてご連絡ください。メールの件名は「【問合せ】申請者名」としてください。

### 3. 提出

#### (1) 募集期間

令和4年2月2日(水)~ 令和4年2月28日(月)14:00必着

## (2) 提出書類

- ① 計画申請書(様式1)
- ② 費用積算書(様式2-1、2-2)
- ③ 実施スケジュール (様式3)
- ④ 概要書(様式4)

⑤ 積算根拠資料(見積など)※施設等改修・整備の場合、必ず見積書を添付ください。

#### <提出に当たっての留意点>

- ①~④の各種様式は観光庁ウェブサイトからダウンロードください。 URL: https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics05\_000394.html
- 〇 提出書類は全て PDF 化せず Excel 又は PowerPoint 形式のまま提出ください。(⑤を除く)
- ⑤ (積算根拠資料) は、設備・備品等購入と施設等改修・整備で必要資料が異なります。 設備・備品等購入:単価・規格などがわかる資料を添付してください。EC サイトの商品ペ ージ等でも構いません。

施設等改修・整備:見積書を必ず添付いただくと共に、可能であれば図面などの規格・仕様がわかる資料を添付してください。

○ ①~⑤を除く参考資料についても提出は可能ですが、あくまで①~④のみで実施内容が分かるようにご記載ください。(文章中で参考資料への参照等をさせないこと)。

#### (3) 提出先

観光庁観光地域振興部観光資源課

hqt-sustainable\_hard@mlit.go.jp

- ※ 電子メールによる提出のみとします。紙媒体やCD-ROM等の電子媒体を、郵送・持込み等の方法で提出することはできません。
- ※ 提出する際は、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【提出】」と付記してください。
- ※ 提出を確認した後に、観光庁より受領確認のメールを送付いたしますので、電話での問い合わせは控えていただくようお願いします。
- ※ 提出する電子データ2点は、ファイル容量が合わせて10MB以内となるようにしてください。提出する電子データの電子メールへの添付に代え、大容量送受信ツール等を使用することは、原則としてできません。やむを得ずファイル容量が10MBを超える場合は、以下の【宛先】へ、件名の冒頭に「【問合せ】」と付記し、電子メールにより観光庁へご相談ください。

#### (4) その他

- 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とします。
- 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- 〇 提出書類は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第42号)に基づき、開示請求があった場合は、開示対象となることがあります。

#### 4. 補助金交付手続きについて

選定結果の決定及び通知後、別途ご案内します。

## 5. 問合せ

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光資源課 (担当 森田、國分)

連絡先: hqt-sustainable\_hard@mlit.go.jp

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、テレワーク環境の推奨により担当者が不在の場合も多いため、本公募に関する質問は電子メールによりお問合わせください。また、電子メール件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記して送付願います。

#### Ⅳ. 留意点

#### 1. 補助金の交付について

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る 予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、訪日外国人旅行者周遊促進 事業費補助金交付要綱、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金実施要領により、交付申請書等の 各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。

#### 2. 事業期間中について

補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、各四半期(第4四半期は除く。)が終了する月の翌月末日までに観光庁まで次の書類を提出していただきます(詳細は、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第96条において読み替えて準用する第12条第1項をご参照ください)。

- 交付要綱様式第85 (補助対象事業遂行状況報告書)
  - ※ 補助対象事業年度内に事業が完了しない場合や、観光庁から求めがあった場合は、速やかに 様式の提出や報告を行うものとします。

#### 3. 事業完了後について

- (1) 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して一月を経過した 日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、観光庁まで「交付要綱様式第86-1 (補助対象事業完了実績報告書)及び別紙関係書類」を提出してください(詳細は、訪日外 国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱第96条において読み替えて準用する第13条 をご参照ください)。
  - 〇 交付要綱様式第86-1 (補助対象事業完了実績報告書) 及び別紙関係書類
    - ※ 別紙関係書類(経費内訳報告書、事業報告書等)の様式は、別途指定いたします。)
- (2) 補助対象事業者は、補助対象事業の実施結果を確認の上、事業計画の事後評価を行い、補助対象事業が終了した日から起算して一月を経過した日又は翌年度の4月末日のいずれか早い日までにサステナブルツーリズム推進計画申請者を通じて観光庁へ提出してください(詳細は、訪日外国人旅行者周遊促進事業実施要領「第四 サステナブルな観光コンテンツ強化事業 5. 事業評価について」をご参照ください)。
  - ※ 事後評価書類の様式は、別途指定いたします。
  - ※ 補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、令和5年3月10日まで に様式第86-2 (補助対象事業年度終了実績報告書) と、必要に応じて関係書類を添え て提出してください。
- (3) 補助対象事業の終了以降においても、観光庁が必要と判断した場合、当該事業に関係する 報告を求めることや、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求める場合があります。

#### 4. 事業経費・補助金の支払いについて

- (1) 応募申請においては定量的な成果目標を示していただき、その達成状況及び「3.(1)」に おける報告書の内容によっては、一部又は全部の経費を国が支払わない場合があります。
- (2) 経費計上の対象期間は、補助対象事業の交付決定日から令和5年3月10日までの期間といたします。このため、応募に要する経費等、本事業の交付決定前に発生する経費は対象となりません。
- (3) 本事業の実施者は、当該事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の 事実を明確にした証拠書類(契約書、支払い領収書等)を整理し、事業完了の属する年度の 翌年度から5年間保存しなければなりません。(詳細は、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補 助金交付要綱第96条において読み替えて準用する第21条をご参照ください)。
- (4) 「3. (1)」にて提出いただいた内容を審査したのち、観光庁より額の確定通知書を通知 します。確定通知を受領した日から1週間以内に、交付要綱様式第71(支払請求書)を提出 してください。
- (5) 支払請求書を受領してから1ヶ月程度で、補助金を交付します。
  - ※ 補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税 等の課税対象になります。

以上

#### サステナブルな観光コンテンツの考え方について

本事業におけるサステナブルな観光コンテンツとは、以下のとおりとする。

- I. 持続可能な観光(サステナブルツーリズム)の捉え方
- 〇 (UNWTO 定義) 訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分に配慮した観光
- 地域資源を保全しながら持続的に利用する観光(「保全する×活用する」の両立)
- マイナスの影響を無くす(オーバーツーリズム対策等)だけでなく、来訪者の訪問によるプラスの価値を付与する観光
- Ⅱ. サステナブルな観光コンテンツに求める要件
- 旅行者が参加・滞在することでサステナブルツーリズムの取組が実感できるようなコン テンツ造成/受入環境整備になっていること
- 地域資源を保全しながら活用するコンテンツ造成の取組が、将来的に地域で自走化できるような仕組みとなっていること
- 地域資源を活用した観光の取組から得られる経済的、社会的な利益が、地域資源の保全 や地域コミュニティへ還元されるような仕組みとなっていること
- 具体的なサステナブルツーリズムの要素について、日本版持続可能な観光ガイドライン ※ (JSTS-D) との関連性が明確に位置づけられること。(なお、同ガイドラインの指標に ついて下記の指標カテゴリ A~D の内容ごとに検討されることが望ましい。網羅的に関連 づける必要は必ずしもない。)
  - ※日本版持続可能な観光ガイドライン の内容をよく参照のこと。 (Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations, JSTS-D)

https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08\_000148.html

#### (日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)の指標カテゴリ)

C 文化的サステナビリティ (文化の保全・利用管理等)

And

D 環境のサステナビリティ (自然の保全・利用管理・資源マネジメント等)

A 持続可能なマネジメント (実施体制)

(地域のマネジメント体制・地域関係者の参画・観光の影響の把握と管理等)

## 例えば下記のような内容を含むものが想定される。

タイプ例	JSTS—D 指標との関わり
自然資源の保全・活用に取り組むもの	指標 D
文化資源の保全・活用に取り組むもの	指標 C
地域資源の産品活用、雇用、地域コミュニティの支援等に取り組むもの	指標 B
省エネルギー、水資源管理、CO2削減、廃棄物管理等に取り組むもの	指標 D
観光のオーバーツーリズムの課題に取り組むもの	指標 A、B、C、D
(混雑対策/保全費用負担の仕組み/地域住民の暮らしとの共存 等)	

- Ⅲ. 特にサステナブルな観光コンテンツが必要と考えられる地域
- コロナ前にサステナブル上の課題(たとえばオーバーツーリズムや地域の持続性への寄 与・還元がなされていないなど)が顕在化していた地域で、インバウンドを含む国内外 の観光需要が急激に回復する前に、いま対策に取り組む必要がある地域
- 〇 このまま観光需要が戻ると自然や文化資源への影響、住民生活への影響などの課題が出てしまう懸念がある地域
- 地域の人口減少・観光需要の減少により自然や文化資源の荒廃、衰退が進み、これらの 次世代への継承が困難となっている地域

## 参考)

「持続可能な観光」の取組 (観光庁)https://www.mlit.go.jp/kankocho/jizokukanou.html

## 日本版 持続可能な観光ガイドライン

# JSTS-D(Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations) 47の大項目(A1-A16, B1-B8, C1-C8, D1-D15)

A 持	続可能なマネジメント
	(a) マネジメントの組織と枠組
	A1 デスティネーション・マネジメント(観光地経営)戦略と実行計画
	A2 デスティネーション・マネジメント(観光地経営)の責任
	A3 モニタリングと結果の公表
	A4 観光による負荷軽減のための財源
	(b) ステークホルダーの参画
	A5 事業者における持続可能な観光への理解促進
	A6 住民参加と意見聴取
	A7 住民意見の調査
	A8 観光教育
	A9 旅行者意見の調査
	A10 プロモーションと情報
	(c) 負荷の変化と管理
	A11 旅行者の数と活動の管理
	A12 計画に関する規制と開発管理
	A13 適切な民泊経営
	A14 気候変動への適応
	A15 危機管理
L	A16 感染症対策
B 社:	会経済のサステナビリティ
	(a) 地域経済への貢献
	B1 観光による経済効果の測定
	B2 ディーセント・ワークと雇用機会
	B3 地域事業者の支援と公正な取引
	(b) 社会福祉と負荷
	B4 コミュニティへの支援
	B5 搾取や差別の防止
	B6 地権と使用権利
	B7 安全と治安
	B8 多様な受入環境整備
C 文·	化的サステナビリティ
	(a) 文化遺産の保護
	C1 文化遺産の保護
	C2 有形文化遺産
	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
	·······
	C4 地域住民のアクセス権
	C5 知的財産
	(b) 文化的場所への訪問
	C6 文化遺産における旅行者の管理
	C7 文化遺産における旅行者のふるまい
	C8 観光資源の解説
D 環:	- 境のサステナビリティ
	(a) 自然遺産の保全
1	D1 自然遺産
	D2 自然遺産における旅行者の管理
	D3 自然遺産における旅行者のふるまい
	1. 1. T
	D4 生態系の維持
	D5 野生生物の保護
	D6 動物福祉
	(b) 資源のマネジメント
	D7 省エネルギー
	D8 水資源の管理
	D9 水質
	(c) 廃棄物と排出量の管理
	D10 排水
	D11 廃棄物
	D12 温室効果ガスの排出と気候変動の緩和
	D13 環境負荷の小さい交通
	D14 光害(ひかりがい)
	D15 騒音

#### 補助対象事業の事業実施予定地域に、国立・国定公園が含まれる場合について

事業実施に当たり、国立・国定公園を事業実施予定地域に含む場合は、工作物の設置等の有無にかかわらず、国立公園については所管する環境省自然保護官事務所等に、国定公園については所管する都道府県自然公園部局に、事前の相談をしてください。特に、事業の一環として国立・国定公園内に工作物の設置や設備設置等を実施する場合、自然公園法第10条に規定された公園事業に係る手続き、法第20条及び法第21条に規定された特別地域及び特別保護地区にかかる手続き、若しくは法第33条に規定された普通地域における届け出の手続きを要する可能性があります。事業申請前に必ず、自然保護官事務所等又は都道府県等へ照会し、手続きが必要かどうか、また、工作物の設置や設備設置等に関して留意すべき事項等について確認してください。

(手続きが必要な場合、事業実施の適切な時期において自然保護官事務所等または都道府県担当部 局と相談し必要な手続きを行い、完了実績報告書に承認に係る通知書を添付していただきます。)

## 国立公園問合せ先(環境省自然保護官事務所等)

#### 【北海道地区】

- 北海道地方環境事務所 国立公園課
  〒060-0808 北海道札幌市北区北八条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階
  TEL:011-299-1950 FAX:011-736-1234
- ・釧路自然環境事務所 国立公園課 〒085-8639 北海道釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4 階 TEL:0154-32-7500 FAX:0154-32-7575

#### 〇利尻礼文サロベツ国立公園

・稚内自然保護官事務所
 〒097-8527 北海道稚内市末広 5-6-1 稚内地方合同庁舎
 TEL:0162-33-1100 FAX:0162-33-1101

#### 〇知床国立公園

・ウトロ自然保護官事務所 〒099-4354 北海道斜里郡斜里町ウトロ西 186-10 TEL:0152-24-2297 FAX:0152-24-3646

・羅臼自然保護官事務所

〒086-1822 北海道目梨郡羅臼町湯の沢町 6-27

TEL:0153-87-2402 FAX:0153-87-2468

#### 〇阿寒摩周国立公園 (阿寒)

• 阿寒湖管理官事務所

〒085-0467 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉 1-1-1

TEL:0154-67-2624 FAX:0154-67-2631

#### 〇阿寒国立公園 (摩周 (川湯))

阿寒摩周国立公園管理事務所
 〒088-3465 北海道川上郡弟子屈町川湯温泉 2-2-2
 TEL:015-483-2335 FAX:015-483-2862

#### 〇釧路湿原国立公園

• 釧路湿原自然保護官事務所

〒084-0922 北海道釧路市北斗 2-2101 TEL:0154-56-2345 FAX:0154-56-2267

#### 〇大雪山国立公園

· 大雪山国立公園管理事務所

〒078-1741 北海道上川郡上川町中央町 603

TEL:01658-2-2574 FAX:01658-2-2681

• 東川管理官事務所

〒071-1423 北海道上川郡東川町東町 1-13-15

TEL:0166-82-2527 FAX:0166-82-5086

• 上士幌管理官事務所

〒080-1408 北海道河東郡上士幌町字 上士幌東 3 線 235-33

TEL:01564-2-3337 FAX:01564-2-2933

- 〇支笏洞爺国立公園(支笏湖、定山渓)
- · 支笏湖自然保護官事務所

〒066-0281 北海道千歳市支笏湖温泉

TEL:0123-25-2350 FAX:0123-25-2351

- 〇支笏洞爺国立公園(羊蹄山、洞爺湖、登別)
- 洞爺湖自然保護官事務所

〒049-5721 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 142-5 洞爺湖ビジターセンター 2 階

TEL:0142-73-2600 FAX:0142-73-2601

#### 【東北地区】

• 東北地方環境事務所 国立公園課

〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6階

TEL:022-722-2870 FAX:022-722-2872

- 〇十和田八幡平国立公園(十和田、八甲田)
- 十和田八幡平国立公園管理事務所

〒018-5501 青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋 486

TEL:0176-75-2728 FAX:0176-75-2746

- 〇十和田八幡平国立公園(八幡平)
- 十和田八幡平国立公園管理事務所鹿角管理官事務所

〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字向畑 123-4

TEL:0186-30-0330 FAX:0186-30-0331

· 十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 1 階

TEL:019-621-2501 FAX:019-621-2502

#### 〇三陸復興国立公園

八戸自然保護官事務所

〒039-1166 青森県八戸市根城9-13-9 八戸合同庁舎地下1階

TEL:0178-73-5161 FAX:0178-73-5162

• 宮古自然保護官事務所

〒027-0001 岩手県宮古市日立浜町 11-30

TEL:0193-62-3912 FAX:0193-62-3914

• 大船渡自然保護官事務所

〒022-0001 岩手県大船渡市末崎町字大浜 221-117

TEL:0192-29-2759 FAX:0192-29-2802

• 石巻自然保護官事務所

〒986-0832 宮城県石巻市泉町 4-1-9 石巻法務合同庁舎 1 階

TEL:0225-24-8217 FAX:0225-24-8059

- 〇磐梯朝日国立公園(出羽三山、朝日、飯豊)
- 羽黒自然保護官事務所

〒997-0141 山形県鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰 39-4

TEL:0235-62-4777 FAX:0235-62-4537

- 〇磐梯朝日国立公園 (磐梯吾妻、猪苗代)
- 裹磐梯自然保護官事務所

〒969-2701 福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字 剣ヶ峯 1093

TEL:0241-32-2221 FAX:0241-32-3019

#### 【関東地区】

• 関東地方環境事務所 国立公園課

〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1さいたま新都心合同庁舎1号館6階

TEL:048-600-0516 FAX:048-600-0517

- 〇日光国立公園(日光)
- 日光国立公園管理事務所

〒321-1434 栃木県日光市本町 9-5

TEL:0288-54-1076 FAX:0288-53-4154

日光国立公園日光湯元管理事務所

連絡先: 日光国立公園管理事務所

- 〇日光国立公園 (那須甲子、塩原)
- · 日光国立公園那須管理官事務所

〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本 207-2 那須高原ビジターセンター2 階

TEL:0287-76-7512 FAX:0287-76-7513

- 〇尾瀬国立公園(福島県、新潟県、栃木県)
- 檜枝岐自然保護官事務所

〒967-0525 福島県南会津郡檜枝岐村下ノ原 867-1

TEL:0241-75-7301 FAX:0241-75-7302

- 〇尾瀬国立公園 (群馬県)
- 片品自然保護官事務所

〒378-0415 群馬県利根郡片品村大字鎌田下半瀬 3885-1

TEL:0278-58-9145 FAX:0278-58-9150

- 〇秩父多摩甲斐国立公園
- 奥多摩自然保護官事務所

〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 171-1

TEL:0428-83-2157 FAX:0428-83-2162

- 〇小笠原国立公園
- 小笠原自然保護官事務所

〒100-2101 東京都小笠原村父島西町(小笠原世界遺産センター内)

TEL:04998-2-7174 FAX:04998-2-7175

(母島事務所)

〒100-2211 東京都小笠原村母島静沢

TEL: 04998-3-2577 FAX: 04998-2-7155

- 〇富士箱根伊豆国立公園(富士山(山梨県側))
- 富士五湖管理官事務所

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1 生物多様性センター内

TEL:0555-72-0353 FAX:0555-72-0623

- 〇富士箱根伊豆国立公園(富士山(静岡県側)、伊豆半島(北部)、箱根(静岡県域))
- 沼津管理官事務所

〒410-0831 静岡県沼津市市場町 9-1 沼津合同庁舎 5 階

TEL:055-931-3261 FAX:055-931-3529

- 〇富士箱根伊豆国立公園(箱根(神奈川県域))
- · 富士箱根伊豆国立公園管理事務所

〒250-0522 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧札場 164

TEL:0460-84-8727 FAX:0460-84-9349

- 〇富士箱根伊豆国立公園 (伊豆諸島)
- 伊豆諸島管理官事務所

〒100-0101 東京都大島町元町字家の上445-9 大島合同庁舎1階

TEL:04992-2-7115 FAX:04992-2-7116

#### 〇富士箱根伊豆国立公園 (伊豆半島 (南部))

· 下田管理官事務所

〒415-0036 静岡県下田市西本郷 2-5-33 下田地方合同庁舎 1 階

TEL:0558-22-9533 FAX:0558-22-9626

#### ○南アルプス国立公園

・南アルプス自然保護官事務所

〒400-0293 山梨県南アルプス市芦安芦倉 516 南アルプス市芦安支所 2 階

TEL:055-280-6055 FAX:055-280-6056

#### (静岡事務室)

〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町 5-1

静岡市静岡庁舎新館13階

TEL:055-280-6055 FAX:055-280-6056

(伊那自然保護官事務所)

〒396-0402 長野県伊那市長谷溝口 1394 伊那市長谷総合支所 2 階

TEL: 055-280-6055 FAX: 055-280-6056

#### 【中部地区】

• 中部地方環境事務所 国立公園課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-2

TEL:052-955-2135 FAX:052-951-8919

• 信越自然環境事務所 国立公園課

〒380-0846 長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎

TEL:026-231-6570 FAX:026-235-1226

- 〇上信越高原国立公園(草津、万座、浅間)
- ·上信越高原国立公園管理事務所

〒377-1526 群馬県吾妻郡嬬恋村大字三原 679-3 嬬恋村商工会館 2 階

TEL:0279-97-2083 FAX:0279-97-4302

- 〇上信越高原国立公園(谷川、苗場)
- · 谷川自然保護官事務所

〒379-1313 群馬県利根郡みなかみ町月夜野 1744-1

TEL:0278-62-0300 FAX:0278-62-0301

- 〇上信越高原国立公園 (志賀高原)
- · 志賀高原自然保護官事務所

〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 7148

TEL:0269-34-2104 FAX:0269-34-3828

#### 〇妙高戸隠連山国立公園 (戸隠)

• 戸隠自然保護官事務所

〒381-4102 長野県長野市戸隠豊岡 9794-128

TEL:026-254-3060 FAX:026-254-3089

- 〇妙高戸隠連山国立公園(妙高高原)
- · 妙高高原自然保護官事務所

〒949-2112 新潟県妙高市大字関川 2279-2

TEL:0255-86-2441 FAX:0255-86-2464

- 〇中部山岳国立公園(立山)
- · 立山管理官事務所

〒930-0229 富山県中新川郡立山町前沢新町 282

TEL:0764-62-2301 FAX:0764-63-5472

- 〇中部山岳国立公園(後立山、南部、乗鞍)
- 中部山岳国立公園管理事務所

〒390-1501 長野県松本市安曇 124-7

TEL: 0263-94-2024 FAX: 0263-94-2651

- 〇中部山岳国立公園(上高地)
- 上高地管理官事務所

〒390-1516 長野県松本市安曇 4468

TEL:0263-95-2032 FAX:0263-95-2172

※冬期間連絡先:中部山岳国立公園管理事務所

- 〇中部山岳国立公園 (平湯)
- 平湯管理官事務所

〒506-1433 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯 763-12

TEL:0578-89-2353 FAX:0578-89-3638

- 〇白山国立公園
- · 白山自然保護官事務所

〒920-2501 石川県白山市白峰ホ-25-1

TEL:076-259-2902 FAX:076-259-2085

- 〇伊勢志摩国立公園
- · 伊勢志摩国立公園管理事務所

〒517-0501 三重県志摩市阿児町鵜方 3098-26

TEL:0599-43-2210 FAX:0599-43-2373

#### 【近畿地区】

• 近畿地方環境事務所 国立公園課

〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎4階

TEL:06-6881-6500 FAX:06-6881-7700

- 〇吉野熊野国立公園(吉野)
- 吉野管理官事務所

〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市 2294-6

TEL:07463-4-2202 FAX:07463-4-2204

- 〇吉野熊野国立公園 (熊野 (西部))
- 田辺管理官事務所

〒646-0035 和歌山県田辺市中屋敷町 24-49 田辺市社会福祉センター3階

TEL:0739-23-3955 FAX:0739-23-3966

- 〇吉野熊野国立公園 (熊野 (東部))
- · 吉野熊野国立公園管理事務所

〒647-0043 和歌山県新宮市緑ヶ丘 2-4-20

TEL:0735-22-0342 FAX:0735-23-1344

- 〇山陰海岸国立公園
- 竹野自然保護官事務所

〒669-6201 兵庫県豊岡市竹野町竹野 3662-4

TEL:0796-47-0236 FAX:0796-47-0249

• 浦富自然保護官事務所

〒681-0003 鳥取県岩美郡岩美町浦富字出逢 1098-3

TEL:0857-73-1146 FAX:0857-73-1146

- 〇瀬戸内海国立公園(西播、六甲、淡路)
- 神戸自然保護官事務所

〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎7階

TEL:078-331-1146 FAX:078-331-1148

- 〇瀬戸内海国立公園(和歌山県)
- 大阪自然保護官事務所

連絡先:近畿地方環境事務所内

## 【中国四国地区】

• 中国四国地方環境事務所 国立公園課

〒700-0907 岡山市北区下石井 1 丁目 4番 1号 岡山第 2号合同庁舎 11階

TEL:086-223-1577 FAX:086-224-2081

•四国事務所 国立公園課

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館2階

TEL:087-811-7240 FAX:087-822-6203

- 〇瀬戸内海国立公園 (岡山県)
- 岡山自然保護官事務所

中国四国地方環境事務所内

TEL:086-223-1586 FAX:086-224-2081

- 〇瀬戸内海国立公園 (広島県)
- 広島事務所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎3号館1階

TEL:082-511-0006 FAX:082-211-0455

- 〇瀬戸内海国立公園 (徳島県、香川県)
- 高松自然保護官事務所

四国事務所内

TEL:087-811-6227 FAX:087-822-6203

- 〇瀬戸内海国立公園 (愛媛県)
- · 松山自然保護官事務所

〒790-0808 愛媛県松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 4階

TEL:089-931-5803 FAX:089-931-6813

- 〇大山隠岐国立公園(大山、蒜山、三徳山)
- · 大山隠岐国立公園管理事務所

〒683-0067 鳥取県米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎 4 階

TEL:0859-34-9331 FAX:0859-34-9330

- 〇大山隠岐国立公園(島根半島、三瓶山)
- · 大山隠岐国立公園松江管理官事務所

〒690-0841 島根県松江市向島町 134番 10 松江地方合同庁舎 5階

TEL:0852-21-7626 FAX:0852-21-7639

- 〇大山隠岐国立公園 (隠岐)
- · 大山隠岐国立公園隠岐管理官事務所

〒685-0016 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町55

TEL:08512-2-0149 FAX:08512-2-0150

- 〇足摺宇和海国立公園
- 土佐清水自然保護官事務所

〒787-0305 高知県土佐清水市天神町 11-7

TEL:0880-82-2350 FAX:0880-82-2358

#### 【九州地区】

 九州地方環境事務所 国立公園課 〒860-0047 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階 TEL:096-322-2412 FAX:096-322-2447

沖縄奄美自然環境事務所 国立公園課
 〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎1階
 TEL:098-836-6400 FAX:098-836-6401

- 〇瀬戸内海国立公園(福岡県)
- •福岡事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 1 階 TEL:092-437-8851 FAX:092-481-6465

- 〇瀬戸内海国立公園 (大分県)
- ・くじゅう管理官事務所

〒879-4911 大分県玖珠郡九重町大字田野 260-2

TEL:0973-79-2631 FAX:0973-79-2635

- 〇西海国立公園 (平戸、九十九島)
- 佐世保自然保護官事務所

〒857-0041 長崎県佐世保市木場田町 2 番 19 号 佐世保合同庁舎 5 階 TEL:0956-42-1222 FAX:0956-22-0639

- 〇西海国立公園 (五島列島)
- 五島自然保護官事務所

〒853-0015 長崎県五島市東浜町 2-1-1 福江地方合同庁舎 2 階

TEL:0959-72-4827 FAX:0959-72-2852

- 〇雲仙天草国立公園(雲仙)
- 雲仙自然保護官事務所

〒854-0621 長崎県雲仙市小浜町雲仙 320

TEL:0957-73-2423 FAX:0957-73-2587

- 〇雲仙天草国立公園 (天草)
- 天草自然保護官事務所

〒863-0021 熊本県天草市港町 10-2

TEL:0969-23-8366 FAX:0969-24-0730

- ○阿蘇くじゅう国立公園 (阿蘇)
- 阿蘇くじゅう国立公園管理事務所

〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川 1180

TEL:0967-34-0254 FAX:0967-34-2082

## ○阿蘇くじゅう国立公園 (くじゅう)

・くじゅう管理官事務所

〒879-4911 大分県玖珠郡九重町大字田野 260-2

TEL:0973-79-2631 FAX:0973-79-2635

- 〇霧島錦江湾国立公園 (霧島)
- ・えびの管理官事務所

〒889-4302 宮崎県えびの市末永 1495-5

TEL:0984-33-1108 FAX:0984-33-6160

- 〇霧島錦江湾国立公園 (錦江湾)
- 霧島錦江湾国立公園管理事務所

〒890-0068 鹿児島県鹿児島市東郡元町 4-1 鹿児島第2地方合同庁舎2階

TEL:099-213-1811 FAX:099-251-2145

- 〇屋久島国立公園
- · 屋久島自然保護官事務所

〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町 安房前岳 2739-343

TEL:0997-46-2992 FAX:0997-46-2977

- 〇奄美群島国立公園 (奄美)
- 奄美群島国立公園管理事務所

〒894-3104 鹿児島県大島郡大和村思勝字腰ノ畑551

TEL:0997-55-8620 FAX:0997-55-8621

- 〇奄美群島国立公園 (徳之島)
- 徳之島自然保護官事務所

〒891-7612 鹿児島県大島郡天城町平土野 2691-1 天城町役場 4階

TEL:0997-85-2919 FAX:0997-85-2045

- 〇やんばる国立公園
- ・やんばる自然保護官事務所

〒905-1413 沖縄県国頭郡国頭村字比地 263-1

TEL:0980-50-1025 FAX:0980-50-1026

- 〇慶良間諸島国立公園
- 慶良間自然保護官事務所
  - 座間味事務室

〒901-3402 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地 座間味役場 2 階

TEL:098-987-2662 FAX:098-987-2663

• 渡嘉敷事務室

〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 渡嘉敷村役場 2 階

TEL:098-987-2662 FAX:098-987-2663

## 〇西表石垣国立公園(石垣島、石西礁湖)

- 石垣自然保護官事務所 〒907-0011 沖縄県石垣市八島町 2-27 TEL:0980-82-4768 FAX:0980-82-0279

#### 〇西表石垣国立公園(西表島)

・西表自然保護官事務所 〒907-1432 沖縄県八重山郡竹富町字古見 TEL:0980-84-7130 FAX:0980-85-5582

## 国定公園問合せ先(都道府県自然公園部局)

(別紙4)

都道府県 担当課名	TEL/FAX 住所
北海道	011-231-4111 / 011-232-6790
環境生活部 環境局生物多様性保全課	〒060−8588
自然公園グループ	北海道札幌市中央区北3条西6
青森県	017-734-9256 / 017-734-8072
環境生活部	〒030−8570
自然保護課 自然公園グループ	青森県青森市長島 1-1-1
岩手県	019-629-5372 / 019-629-5379
環境生活部	〒020-8570
自然保護課 自然公園担当	岩手県盛岡市内丸 10-1
宮城県	022-211-2672 / 022-211-2693
環境生活部	〒980-8570
自然保護課 自然保護班	宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1
秋田県	018-860-1612 / 018-860-3835
生活環境部	〒010-8570
自然保護課 自然公園班	秋田県秋田市山王 4-1-1
山形県	023-630-3173,3174,3084
環境エネルギー部	〒990-8570
みどり自然課 自然公園担当 施設整備担	山形県山形市松波 2-8-1
	山沙东山沙川14水201
福島県	024-521-7251 / 024-521-7927
生活環境部	〒960−8670
自然保護課 自然・景観担当、公園施設担	福島県福島市杉妻町 2-16
茨城県	029-301-2946 / 029-301-2948
県民生活環境部	〒310−8555
自然公園課 自然・鳥獣保護管理グループ	茨城県水戸市笠原町 978-6
栃木県	028-623-3211 / 028-623-3212
環境森林部	〒320−8501
自然環境課 自然公園担当	栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
群馬県	027-226-2876 / 027-243-7702
環境森林部	〒371−8570
環境局自然環境課 自然公園係	群馬県前橋市大手町 1-1-1

埼玉県	048-830-3156 / 048-830-4775
環境部 みどり自然課	〒330−9301
自然ふれあい担当	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
 千葉県	043-223-2056 / 043-225-1630
環境生活部	〒260−8667
自然保護課 自然環境企画班	千葉県千葉市中央区市場町 1-1
東京都	03-5388-3507 / 03-5388-1379
環境局自然環境部	〒163-8001
緑環境課 自然公園計画担当	東京都新宿区西新宿 2-8-1
神奈川県	045-210-4315 / 045-210-8848
環境農政局緑政部	〒231-8588
自然環境保全課 自然公園グループ	神奈川県横浜市中区日本大通 1
新潟県	025-280-5151 / 025-280-5166
県民生活•環境部	〒950-8570
環境企画課 自然保護係	新潟県新潟市中央区新光町 4-1
富山県	076-444-3398 / 076-444-4430
生活環境文化部	〒930-0005
自然保護課 自然公園課係	富山県富山市新桜町 5-3 第2富山電気ビル 6F
石川県	076-225-1477 / 076-225-1479
生活環境部	〒920−8580
自然環境課 自然公園グループ	石川県金沢市鞍月 1-1
福井県	0776-20-0305 / 0776-20-0635
安全環境部	〒910−8580
自然環境課 自然公園管理グループ	福井県福井市大手 3-17-1
山梨県	055-223-1522 / 055-223-1507
森林環境部	〒400−8501
みどり自然課 自然公園担当	山梨県甲府市丸の内 1-6-1
長野県	026-235-7178 / 026-235-7498
環境部	〒380−8570
自然保護課 自然保護係	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
岐阜県	058-272-8231 / 058-278-2610
環境生活部 環境企画課	〒500−8570
自然公園係	岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1
静岡県	054-221-2545 / 054-221-3278
くらし・環境部環境局	〒420−8601
自然保護課 自然公園班	静岡県静岡市葵区追手町 9-6

愛知県	052-954-6227 / 052-963-3526
環境局 環境政策部	〒460-8501
自然環境課 調整・施設・自然公園グルー プ	愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2
三重県	059-224-2627 / 059-224-2070
農林水産部	〒514-8570
みどり共生推進課 自然公園班	三重県津市広明町 13
滋賀県	077-528-3481 / 077-528-4846
琵琶湖環境部	〒520-8577
自然環境保全課 自然公園・企画係	滋賀県大津市京町 4-1-1
京都府	075-414-4706 / 075-414-4705
府民環境部	〒602−8570
自然環境保全課 自然公園担当	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
大阪府	06-6210-9555 / 06-6210-9551
環境農林水産部 みどり推進室	〒559-8555
みどり企画課 総務・自然公園グループ	大阪府大阪市住之江区南港北 1-14-16
のとり正画味 応伤・日然公園グルーク	(大阪府咲洲庁舎)
兵庫県	078-362-3318 / 078-362-3069
農政環境部環境創造局	〒650-8567
自然環境課 自然環境保全班 自然公園 担当	兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
奈良県	0742-27-7479(自然公園係)・8757(自然環境係) / 0742-22-8276
くらし創造部景観・環境局	〒630-8501
景観·自然環境課 自然公園係·自然環境 係	奈良県奈良市登大路町 30
和歌山県	073-441-2779 / 073-433-3590
環境生活部環境政策局	〒640−8585
環境生活総務課 自然環境室 自然環境 班	和歌山県和歌山市小松原通 1-1
	0857-26-7199 / 0857-26-7561
環境生活部	〒680-8570
緑豊かな自然課 自然公園担当	鳥取県鳥取市東町 1-220
島根県	0852-22-6172·6516 / 0852-26-2142
環境生活部	〒690-8501
自然環境課	島根県松江市殿町 1
. ,	

岡山県	086-226-7312 / 086-224-7572
環境文化部	〒700−8570
自然環境課 自然公園班	岡山県岡山市北区内山下 2-4-6
広島県	082-513-2932 / 082-227-4815
環境県民局	〒730-8511
自然環境課 自然公園グループ	広島県広島市中区基町 10-52
山口県	083-933-3060 / 083-933-3069
環境生活部	〒753-8501
自然保護課 自然共生推進班	山口県山口市滝町 1-1
徳島県	088-621-2263 / 088-621-2845
県民環境部	〒770-8570
環境首都課 自然環境担当	徳島県徳島市万代町 1-1
香川県	087-832-3462 / 087-806-0225
環境部森林部	〒760−8570
みどり保全課 総務・自然公園 G	香川県高松市番町 4-1-10
高知県	088-821-4842 / 088-821-4530
林業振興・環境部	〒780−8570
環境共生課 自然保護課・公園担当	高知県高知市丸ノ内 1-7-52
愛媛県	089-912-2366 / 089-912-2354
県民環境部環境局	〒790-8570
自然保護課 自然公園係	愛媛県松山市一番町 4-4-2
福岡県	092-643-3369 / 092-643-3222
環境部	〒812-8577
自然環境課 自然公園係	福岡県福岡市博多区東公園 7-7
佐賀県	0952-25-7080 / 0952-25-7521
県民環境部	〒840-8570
有明海再生・自然環境課 自然環境担当	佐賀県佐賀市城内 1-1-59
長崎県	095-895-2381 / 095-895-2569
環境部	〒850-8570
自然環境課 生物多様性保全班	長崎県長崎市尾上町 3-1
熊本県	096-333-2274 / 096-384-5135
環境生活部 環境局	〒862-8570
自然保護課 自然環境・公園班	熊本県熊本市水前寺 6-18-1
大分県	097-506-3022 / 097-506-1749
生活環境部	〒870-8501
自然保護推進室	大分県大分市大手町 3-1-1

宮崎県		0985-44-2624 / 0985-38-8489	
環境森林部		〒880-8501	
自然環境課	自然公園担当	宮崎県宮崎市橘通東 2-10-1	
鹿児島県		099-286-2617 / 099-286-5546	
環境林務部		〒890-8577	
自然保護課	自然公園係	鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1 13 階	
沖縄県		098-866-2243 / 098-866-2855	
環境部		〒900-8570	
自然保護課	自然公園班	沖縄県那覇市泉崎 1-2-2	